

会津美里町議会傍聴規則（平成17年11月28日議会規則第2号）

最終改正:平成31年4月1日議会規則第2号

改正内容:平成31年4月1日議会規則第2号 [令和元年5月7日]

---

（趣旨）

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第130条第3項の規定に基づき、傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

（傍聴席の区分）

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

（傍聴人の定員）

第3条 一般席の定員は、35人とする。

（傍聴の手続）

第4条 会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の住所及び氏名を傍聴人受付票に記入しなければならない。

（傍聴券）

第5条 議長は、必要があると認めるときは、前条の規定にかかわらず、傍聴券を交付することができる。

2 傍聴券は、会議当日所定の場所で先着順により交付する。

3 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に住所及び氏名を記入しなければならない。また、傍聴券に記載された日に限り傍聴することができる。

4 傍聴人は、係員から要求を受けた時は、傍聴券を提示しなければならない。

5 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴を終え退場しようとするときは、これを返還しなければならない。

（議場への入場禁止）

第6条 傍聴人は、議場に入ることができない。

（傍聴人の守るべき事項）

第7条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、静粛を旨とし、示威的行為及び議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしてはならない。

2 傍聴人は、傍聴席において写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た場合は、この限りでない。

（係員の指示）

第8条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

（違反に対する措置）

第9条 傍聴人がこの規則に違反するときは、議長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

附 則

この規則は、平成17年11月21日から施行する。

附 則（平成26年12月1日議会規則第1号）

この規則は、平成26年12月1日から施行する。

附 則（平成31年4月1日議会規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第3条の改正規定は、平成31年5月7日から施行する。

---